

法務大臣
岩城 光英 殿

日本華僑華人聯合總會
会長 任 政光

陳 情 書

中日友好と中日間の戦略的互惠関係を促進し、在日中国人の基本的人権を守り、地域における在日中国人市民と日本人市民間の相互信頼を構築し、平和で豊かな多文化共生を求める立場から下記の陳情を行います。

日本国政府はすでに国連人権規約を批准し、人権外交を日本国の責務と主張しておられます。私達は特に自由権規約第2条第一項目・同26条を基本として今回すでに施行されております改正入管法に対し意見を述べさせていただくと共に要望をするものです。

2012年7月9日より施行された新しい在留管理制度は、再入国許可の緩和など過去の入管法よりも改善された面も有りますが、なお重大な問題点と不合理性を持っており、更なる改善を求めます。我々日本在住の中国人は華僑と呼ばれておりますが、現在永住者の在留資格をもって在留するものの中には日本で生まれ育った5世や6世までおり、非常に定着性が高く、地域社会にも貢献しております。こういったことを踏まえ、我々在日華僑団体はこの新しい在留管理制度が施行される前の2008年10月に当時の森英介法務大臣閣下、2011年2月に当時の江田五月法務大臣閣下宛てに要望書と陳情書を提出いたしました。残念ながら我々在日華僑団体が要望した改善要求はこの新しい在留管理制度には反映されませんでした。

ただし、この新しい在留管理制度法案が可決された際に付けられた附帯決議には我々が要求する内容も含まれており、この附帯決議内容について再度広範なる検討をお願いする次第です。

衆議院 第171回国会閣法第51号 附帯決議

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について各段の配慮をすべきである

- 一 永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うこと。

また、この15項からなる附帯決議をおこなった、入管法改正案の原案となった政府案の経緯、政府案及び修正案の概要及び国会における主な議論でも、度々定着性の高い者についての在留管理の在り方について、『法施行後の内外の諸情勢を踏まえつつ、これらの方々に対する在留管理の在り方について広範な検討を進めていく』と書かれている。

上記附帯決議及び国会での議論を踏まえ、我々在日華僑団体は附帯決議に書かれている全ての内容について検討・配慮をお願いし、特に第一項に書かれている内容について是非とも広範な検討をしていただき、下記事項について改善を要望します。

1. 特別永住者と中長期在留者との間の差別的待遇の改善を要望します

現在同一世帯の中に特別永住者と一般永住者がおられるケースがございます、旦那様とお子様特別永住者で奥様が一般永住者やその逆もございます。同一世帯の中で在留カードの更新方法や再入国制度が異なっており、特に日本への再入国の際に入国手続きが家族で分かれて手続きをするということが異常な光景です。

中長期在留外国人の中で一般永住者は戦前から日本に居住する者、その家族、そして新規入国後資格を取得した者等おりますが、一般永住者は日本国政府から、厳しい条件に合致した上で永住資格を取得した者で、特にその審査基準では素行が善良であることや、日本国の利益に合致すると認められた者となっています。一般永住者は日本に生活基盤があり日本国憲法を遵守し、納税義務を果たし日本人と全く変わらない生活を営んでる善良な市民です。それにも関わらず、在留カードの常時携帯を科せられています。すでに民主党からも8項目の修正要求の筆頭にだされており、特別永住者からはその常時携帯義務は削除されております。

私達はここに一般永住者も特別永住者と同じ扱いにて施行されるよう要望するものであり、同時にそのたの中長期在留外国人も同様に取り扱いをいただきたいと要望するものであります。

2. 在留カードの国籍・地域欄の台湾表記の改善を要望いたします

中国は一つであり、中日共同声明にも書かれてある通り中華人民共和国は唯一中国を代表する政府であります。1972年にかわされた日本国政府と中華人民共和国政府との共同声明で台湾は中華人民共和国の不可分の一部であるという事に対し、日本政府は中華人民共和国の立場を充分理解し尊重しポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持すると表明している。しかるに在留カードに台湾と表記されるのは、「二つの中国」、「一つの中国・一つの台湾」ととらえられます。又在留カード申請時には一般永住権を有する台湾省の方は誤って台湾と申請し記載してしまう場合もございます。

香港や澳門は一国二制度を実施しており、この問題とは別のものです。是非とも「国籍・地域」欄には従来通り中国と記入することを強く要望し、早急に改善をお願いいたします。

3. 各地入国管理局での再入国手続きの際の入管職員の案内の徹底を要望します

新しい入管法では、1年以内又は在留期限内に再入国する場合、従前の再入国手続きをせずとも「みなし再入国」で出入国が出来るようになり、大変便利になりました。ただ、多くの華僑の方々が誤った理解をしているのが現状です。従前のように入国管理局に行き、再入国手続きを申請しても、入管職員より「この日程で再入国するなら手続きしなくても良い」、「この日程なら再入国はいらない」といったような回答が返ってきて、『再入国手続きは変わった、不要になった』と勘違いする方を多数見受けます。特に、お年寄りやまだ日本語に不慣れな方々に多く見受けられ、是非とも改善をお願いしたいと思います。

特に、みなし再入国を利用する場合に必要な「1年以内（在留期限以内）に再入国出来なかった場合は、在留資格を失い、日本に戻れなくなる」ということを十分に説明すべきだ

と考えます。また、正式な再入国許可を取得した場合「再入国の有効期限が3年から5年に延びて、再入国期限が迫っても日本の在外公館で1年延期できる」等の説明案内を徹底していただきたく思います。

4. 更新通知と罰則

今回の改正で特に注意が必要な問題です。改正前には外国人登録されている市区町村から更新の案内が届けられていたにも関わらず、更新期間が長くなった反面、入管からの更新案内通知が届かなくなってしまいました。運転免許証の更新が5年でありながら更新の通知が有るのに、在留カードの更新が7年でありながら更新の通知がないのは大変遺憾に思われます。また今回常時携帯義務が課せられ、不携帯の場合に罰則事項が設けられましたが、更新期間を過ぎた場合にも同様に罰則規定が設けられております。更新の案内や罰則規定について是非とも改善をお願いいたします。

5. 在留資格取消制度について

日本人等の配偶者について、その資格を喪失した者の在留資格取消しはおおくの人的問題が発生する場合が出てくると考えられますので、削除するか取消し以外の在留資格に代えるかしていただきたく要望するものです。

残念なことに、今回の入管法改正の審議に当たっては、一部留学生団体の意見聴取があったようですが、当事者である戦前・戦後から定着している我々在日華僑の意見がほとんど聞かれずに審議されてきました。著しく共生への配慮に欠けているように見受けられ、大変遺憾に思います。私達在日中国人は戦後から今日まで日本の法律を遵守し、郷に入れば郷に従う精神を发扬し、日本の発展に少なからず貢献する事に誇りを感じ日中友好の懸け橋として微々たる力ではございますがお役に立ちたいと一生懸命生活しております。今後は、是非とも在日中国人社会の実態に照らしながら外国人の在留制度が改善され運用されることを強く要望します。

北海道札幌華僑総会
岩手華僑総会
埼玉華僑総会
横浜華僑総会
長野県華僑総会
三重華僑華人総会
大阪華僑総会
奈良華僑総会
岡山県華僑華人総会
福岡華僑総会
熊本華僑華人総会
鹿児島華僑総会

旭川華僑総会
宮城華僑総会
千葉県華僑総会
新潟華僑華人総会
静岡県華僑総会
滋賀華僑総会
神戸華僑総会
和歌山華僑総会
香川華僑華人会
佐賀華僑総会
大分県華僑総会
日本沖縄華僑華人総会

函館華僑総会
群馬華僑総会
東京華僑総会
石川県華僑華人聯誼会
愛知華僑総会
京都華僑総会
西日本新華僑華人聯合会
島根華僑総会
四国華僑聯合会
長崎華僑総会
宮崎華僑総会